

法人各位

埼玉県三郷市
財務部市民税課諸税係

法人市民税の申告について

平素は、税務行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

法人市民税の申告をしていただくための申告書類を送付いたしますので、期限までに申告納付し
てくださるようお願い申し上げます。なお、法人市民税の税率につきましては、下記のとおりです。

記

(1) 法人税割

資本金等の額	税率
1億円を超える法人	14.7%
上記に掲げる法人以外の法人	12.3%

(平成18年4月1日以後に終了する事業年度に係る確定申告及び
平成18年4月1日以後に提出期限の到来する中間申告から適用。)

(2) 均等割 下表のとおり

(平成6年4月1日以後に終了する事業年度に係る確定申告及び
平成6年4月1日以後に提出期限の到来する中間申告から適用。)

	法人等の区分	税率(年額)
1	資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額「以下9まで同じ」)が50億円を超える法人で市内の事務所等の従業者数の合計数(以下9まで「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの。	3,000,000円
2	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの。	1,750,000円
3	資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの。	410,000円
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの。	400,000円
5	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの。	160,000円
6	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの。	150,000円
7	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの。	130,000円
8	資本金等の額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの。	120,000円
9	上記以外の法人等。	50,000円